

平成25年

第1回市議会定例会 議案第66号

函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例の一部改正について
函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例の一部を改正する
条例

函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例（昭和47年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（貸付金の額等）」に改め、同条第1項中「資金の貸付け」を「貸付金の額」に改め、「のうち市長が査定する金額」を削り、同条第2項中「1,000万円」を「700万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

一の農業者等または漁業者等に係る貸付金の合計の限度額を改定し、および貸付金の額の算定に関する規定を整備するため